

柏崎刈羽原発30キロ圏内避難準備区域議員研究会

原発問題を考える柏崎刈羽地域連絡センター 代表
柏崎市議会議員 持田 繁義

柏崎刈羽原発は、新潟県中越沖地震（2007年7月16日）の直撃を受け、大地震が襲来する地域に立地。しかも「豆腐の上の原発」といわれるほど地盤が柔らかい「危険な原発」です。立石雅昭・新潟大学誉教授（新潟県技術委員会委員）は、「豆腐の上の原発は動かしてはならない」と強調します。

「広域避難計画」策定に30キロ圏自治体の連携

柏崎刈羽原発から5キロ圏内（PAZ・即時避難区域）に20,000人、30キロ圏内（UPZ・避難準備区域）8市1町には、421,800人が住んでいます。重大事故の時、住民避難に最長37時間かかることが試算され、「被曝なし」で避難することは不可能と考えられています。

柏崎市は「広域避難計画」策定にあたり、「住民等への情報伝達」「要配慮者の避難体制」「緊急時のモニタリング」「交通誘導体制」「安定ヨウ素剤の配布」など、10項目の課題をあげています。実際の避難は広域的になることから、30キロ圏内自治体及び避難先との連携強化が必然的に求められます。

現在の「安全協定」はどこが問題か

現在の「安全協定」は、新潟県・柏崎市・刈羽村と東京電力（株）と結ばれているもので、この3自治体を実質的な事前了解権を有しています。2011年3月11日の福島第一原発事故以降、原発から半径30キロの自治体は、避難準備区域に指定され、原子力災害避難計画の策定が義務付けられているにもかかわらず、原発の再稼働について、効力を持った意思表示（事前了解権）ができない状態です。

「安全協定」自治体の拡大めざし研究会

住民の生命と健康を守るための地域防災計画をはじめ、避難計画の策定義務を負った原発30キロ圏内の各自治体はその責務があります。事前了解権の枠組みの拡大を求め、新しい「安全協定の策定」に取り組むため研究会を立ち上げました。関係自治体議員43名参加の下、8月30日、設立総会が行われました。

「茨城方式」=東海村他5市で「安全協定」締結

設立総会は、村上達也前東海村村長を招いて「茨城方式」を学ぶ機会となりました。その概要は「原電が再稼働をしようとするときは、6市村からの意見、現地確認、安全対策の要求に原電が適切な対応義務を通じ、事前協議により、実質的に事前了解を得る仕組みとする」とし、30キロ圏内6市村と日本原子力発電（株）が2018年に締結。

これに学び、調査・勉強会、住民説明会を持ち、21年5月末を目途に「新協定案」を策定。その後、各首長への要請活動を行うこととしています。